



山口県訓令第十三号



庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県青少年問題協議会事務局規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和五年十月十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県青少年問題協議会事務局規程を廃止する訓令

山口県青少年問題協議会事務局規程（昭和三十四年山口県訓令第二十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和五年十月十日から施行する。



災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。